別表第十号(第 65 条第 2 項関係)

基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用

区分		金額	備考
演奏所の機械設備	(記載例) 演奏装置 撮像装置 調整装置 電源装置 その他の設備 計	千円	
土地	演奏所 事務所等 計		
建物	演奏所 事務所等 計		
その他	事務所設備 道路分担金 電力引込負担金 ST リンク 工事雑費等 計		
合計			

注 1　備考の欄の記載は、次によること。

ア　土地、建物等を借用する場合は、その旨及び 1 年分の借料を記載すること。

イ　土地又は建物の規模等を「畑土地何平方メートル何某所有」、「鉄筋コンクリート何階建何平方メートル」のように記載すること。

注 2　演奏所、土地若しくは建物の購入又は借用等の場合は、譲渡承諾書、賃貸承諾書等その確実性を証明する書類を添付すること。